

伊勢市公報

第496号
令和8年7月6日
月曜日

目次

	頁
規 則	
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	3
○ 伊勢市男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則	5
○ 伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則	7
病院事業管理規程	
○ 市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程	10
告 示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	12
○ 令和7年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について	14
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	31
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	32
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	33
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定期間の満了について	34
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の更新について	36
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について	37
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	38
公 告	
○ 伊勢市地域計画の変更に係る案の縦覧について	39
○ パブリックコメントの結果公表について	41
○ 公示送達	42
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	43
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	44
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	45
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	46
○ 伊勢都市計画特定用途制限地域の変更に係る案の縦覧について	47
○ 負傷動物等の収容について	49
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	50
消防本部公告	
○ 指定催しの指定について	52
上下水道事業公告	
○ パブリックコメントの結果公表について	53

公 表

○ 令和7年度における公文書の公開等に係る実施状況について

54

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 23 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第42号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード及び特定特別永住者証明書」に改め、同表市長職務代理者印の項中「及び個人番号カード」を「並びに個人番号カード、特定在留カード及び特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第 43 号

伊勢市男女共同参画審議会規則の一部を改正する規則

伊勢市男女共同参画審議会規則（平成 19 年伊勢市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 前 3 項の規定は、部会の会議について準用する。

第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（部会）

第 3 条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を行う。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施

行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

伊勢市規則第44号

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年伊勢市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に改め、同条第2項中「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に改める。

様式第1号及び様式第5号中「80万9千円」を「82万6,500円」に改める。

様式第36号中「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第36号の2中「令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」を「令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給申請書」に、「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に、「被保険者証番号」を「被保険者番号」に改める。

様式第37号中「令第四十三条の五第一項に規定する高額障害福祉サービ

ス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第四十七条第一項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「第43条の5第1項」を「第47条第1項」に改める。

様式第37号の2中「令第四十三条の五第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」を「令第四十七条第六項に規定する高額障害福祉サービス等給付費支給（不支給）決定通知書」に、「第43条の5第6項」を「第47条第6項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第5号の改正規定は、令和8年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の伊勢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則に定める様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間これを取り繕って使用することができる。

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 6 月 29 日

伊勢市病院事業管理者 中 村 昌 弘

伊勢市病院事業管理規程第 7 号

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程の一部を改正する規程

市立伊勢総合病院の診療等に関する規程（平成 17 年伊勢市病院事業管理規程第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「午前 7 時から午後 9 時まで」を「午後 2 時から午後 5 時まで」に改める。

附 則

この規程は、公表の日の翌日から施行する。

伊勢市告示第 158 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 8 年 5 月 28 日 午前 9 時 00 分	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	6 台
〃	令和 8 年 5 月 28 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	9 台
〃	令和 8 年 5 月 28 日 午後 1 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	8 台
計			23 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所(伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薗町高向地内)

- 3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 159 号

令和 7 年度下半期の伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 40 条の 2 第 1 項の規定により、令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの伊勢市病院事業、水道事業及び下水道事業の業務の状況を次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和7年度下半期伊勢市病院事業の業務状況

1. 事業の概況

(1) 業務状況

入院患者数は、前年同期比 0.6%減の 43,418 人（6 年度下半期 43,673 人）、外来患者数は、前年同期比 3.3%減の 60,963 人（6 年度下半期 63,058 人）、健診者数は、前年同期比 1.1%減の 7,556 人（6 年度下半期 7,638 人）となりました。

(2) 収益的収支の状況（金額は、消費税抜き）

総収益は 4,358,487 千円、総費用は 5,118,686 千円となり、当期純損失は 760,199 千円となりました。

収益の内訳は、医業収益 3,325,929 千円、健診収益 184,241 千円、医業外収益 818,843 千円（うち他会計負担金 237,121 千円、他会計補助金 243,086 千円）、特別利益 29,474 千円となっております。

費用の内訳は、医業費用 4,636,772 千円、健診費用 127,887 千円、医業外費用 354,027 千円となっております。

(3) 資本的収支の状況（金額は、消費税込み）

収入総額 556,049 千円、支出総額 720,928 千円の事業執行となりました。

収入の内訳は、負担金 157,549 千円、企業債 360,100 千円、寄附金 7,971 千円、基金繰入金 18,790 千円、投資償還金 432 千円、固定資産売却代金 3,562 千円、県補助金 7,645 千円となっております。

支出の内訳は、建設改良費 422,768 千円（資産購入費 422,768 千円）、企業債償還金 254,315 千円、投資 10,020 千円、基金積立金 33,825 千円となっております。

また、資本的支出において 4,994 千円を翌年度に繰り越しました。

以上が令和7年度下半期の概要であります。

2. 職員に関する事項

（単位：人）

年月日	医師	医療 技術職	看護職	事務 その他	計	会計年度 任用職員	合計
8.3.31	52	96	241	27 (1)	416 (1)	217	633 (1)
7.9.30	54	96	240	27 (1)	417 (1)	216	633 (1)

* () は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

3. 経理の状況

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

(1) 令和7年度伊勢市病院事業予算執行状況

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	執行額 (B)	予算残額	B/A (%)
(収益的收入)				
病院事業収益	8,443,247,000	8,403,451,923	39,795,077	99.5
医業収益	6,778,541,000	6,722,629,658	55,911,342	99.2
健診収益	412,870,000	422,736,134	△9,866,134	102.4
医業外収益	1,222,398,000	1,228,598,131	△6,200,131	100.5
特別利益	29,438,000	29,488,000	△50,000	100.2
(収益的支出)				
病院事業費用	8,977,358,000	8,843,214,448	134,143,552	98.5
医業費用	8,547,174,000	8,426,819,994	120,354,006	98.6
健診費用	250,653,000	240,261,242	10,391,758	95.9
医業外費用	178,431,000	176,133,212	2,297,788	98.7
特別損失	100,000	0	100,000	0.0
予備費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
(資本的收入)				
資本的收入	722,216,000	678,401,000	43,815,000	93.9
負担金	264,949,000	264,949,000	0	100.0
企業債	400,000,000	360,100,000	39,900,000	90.0
寄附金	7,941,000	7,971,000	△30,000	100.4
基金繰入金	33,310,000	29,950,000	3,360,000	89.9
投資償還金	4,644,000	4,224,000	420,000	91.0
固定資産売却代金	3,562,000	3,562,000	0	100.0
県補助金	7,810,000	7,645,000	165,000	97.9
(資本的支出)				
資本的支出	1,020,513,000	1,002,039,836	18,473,164	98.2
建設改良費	450,000,000	435,307,720	14,692,280	96.7
企業債償還金	508,008,000	508,007,116	884	100.0
投資	24,960,000	21,180,000	3,780,000	84.9
基金積立金	37,545,000	37,545,000	0	100.0

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 31 日まで

(2) 令和 7 年度伊勢市病院事業損益計算書

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
病院事業費用	8,929,719,330	病院事業収益	8,344,104,980
医業費用	8,278,548,248	医業収益	6,704,922,752
給与費	4,736,946,130	入院収益	4,747,060,232
材料費	1,444,290,529	外来収益	1,756,250,452
経費	1,429,383,867	他会計負担金	56,658,000
減価償却費	633,636,512	その他医業収益	144,954,068
資産減耗費	661,873	健診収益	384,320,184
研究研修費	33,629,337	健診収益	384,320,184
健診費用	235,087,649	医業外収益	1,225,387,680
給与費	166,206,726	受取利息及び配当金	951,507
材料費	7,660,187	他会計補助金	246,689,080
経費	50,824,816	他会計負担金	480,490,000
減価償却費	10,395,920	県補助金	16,906,000
医業外費用	416,083,433	国庫補助金	152,890,902
支払利息及び 企業債取扱諸費	58,130,132	長期前受金戻入	293,016,236
雑損失	330,029,831	その他医業外収益	34,443,955
負担金	2,348,987	特別利益	29,474,364
医業外雑費	25,574,483	固定資産売却益	29,474,364
合 計	8,929,719,330	当期純損失	585,614,350
		合 計	8,929,719,330

令和 8 年 3 月 31 日

(3) 令和 7 年度伊勢市病院事業貸借対照表

(単位：円)

借 方		貸 方	
科 目	金 額	科 目	金 額
固定資産	14,643,788,614	固定負債	11,460,735,503
有形固定資産	14,140,958,233	企業債	9,513,777,651
土地	1,567,397,936	建設改良等企業債	9,513,777,651
建物	12,588,711,881	引当金	1,946,957,852
減価償却累計額	△2,410,342,698	退職給付引当金	1,946,957,852
構築物	1,530,514,503	流動負債	1,720,315,843
減価償却累計額	△390,821,632	企業債	539,655,699
器械備品	6,093,174,717	建設改良等企業債	539,655,699
減価償却累計額	△4,840,008,726	未払金	894,946,454
車両	9,507,371	医業未払金	524,403,754
減価償却累計額	△7,175,119	未払消費税	10,953,800
無形固定資産	3,562,685	その他未払金	359,588,900
電話加入権	3,562,685	引当金	283,977,000
投資その他の資産	499,267,696	賞与引当金	237,625,000
長期貸付金	282,848,278	法定福利費引当金	46,352,000
基金	216,419,418	その他流動負債	1,736,690
流動資産	2,292,669,321	預り金	1,736,690
現金預金	956,765,615	繰延収益	1,261,639,528
現金	1,329,000	長期前受金	4,692,066,722
預金	955,436,615	長期前受金収益化累計額	△3,430,427,194
未収金	1,224,781,262	資本金	4,254,000,000
医業未収金	1,196,604,789	剰余金	△1,760,232,939
医業外未収金	20,531,473	資本剰余金	1,036,383,777
その他未収金	7,645,000	受贈財産評価額	140,188,895
貸倒引当金	△95,585,760	他会計補助金	89,845,648
貸倒引当金	△95,585,760	工事負担金	53,395,358
有価証券	149,685,750	寄附金	103,303,100
有価証券	149,685,750	他会計負担金	649,650,776
貯蔵品	57,022,454	欠損金	2,796,616,716
薬品	18,501,893	当年度未処理欠損金	2,796,616,716
診療材料	35,194,767		
その他貯蔵品	3,325,794		
合 計	16,936,457,935	合 計	16,936,457,935

4. 令和8年度予算の概要と事業の経営方針

本年度は、「市立伊勢総合病院経営強化プラン」に基づき、収支改善を図り、良質な医療を継続的に提供できるよう、病院経営の健全化に取り組めます。

業務予定量として、入院患者数 89,790 人（1 日平均 246 人）、外来患者数 125,320 人（1 日平均 520 人）、健診者数 14,452 人（1 日平均 52 人）を予定しています。

収益的収支の状況は、消費税込みで、総収益で 8,682,534 千円を予定し、主なものとして、入院収益 5,180,814 千円、外来収益 1,879,800 千円、健診収益 411,600 千円、他会計補助金 172,246 千円、他会計負担金 547,878 千円、総費用で 9,180,651 千円を予定し、主なものとして、給与費 5,090,641 千円、材料費 1,518,299 千円、経費 1,710,348 千円、減価償却費 600,158 千円としています。以上により、収益的収支における当年度純損失は、消費税を除き、646,051 千円となる見込みです。

資本的収支の状況は、総収入で 1,054,982 千円を予定し、主なものとして、他会計負担金 280,798 千円、企業債 745,000 千円、基金繰入金 25,320 千円、総支出で 1,389,160 千円を予定し、器械備品購入としての建設改良費 795,000 千円、企業債償還金 539,656 千円、医師及び看護師奨学金としての投資 25,320 千円、基金積立金 29,184 千円としています。以上により、資本的収支において、334,178 千円の不足となる予定ですが、当年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後も、物価高の影響等もあり、大変厳しいものと予測されますが、引き続き、医師確保に努めるとともに、医療体制の充実強化、質の高い医療の提供、地域医療の推進及び病院経営の健全化に取り組んでいきます。

令和7年度 下半期伊勢市水道事業の業務状況

1 事業の概要

本年度の水道事業は、「伊勢市水道事業ビジョン」に基づき給水の安定及び有収率の向上を目指し効率的な維持管理を行うため、老朽化した設備及び配水本管の更新、下水道工事などに伴う配水本管布設替等の工事を実施するとともに、基幹管路を中心とした耐震化を進めました。水道管の維持管理については、A Iを活用した管路劣化診断を実施し、その結果に基づき漏水の可能性の高い管路を対象に漏水調査を実施しました。

また、災害時における迅速な復旧活動等を行えるよう防災拠点となる上下水道部庁舎を建設し、令和8年1月に事務所を移転しました。

(1) 業務量について

給水戸数は58,155戸で前年度に比べ271戸増加した一方、給水人口は116,349人で前年度に比べ1,299人減少しました。また、年間配水量は15,956,873 m^3 で前年度に比べ0.21%減少となり、有収水量は13,523,517 m^3 で前年度に比べ0.28%の減少となり、その結果、有収率は、84.8%となりました。

(2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額2,534,905,156円、支出額2,370,548,524円の執行となり、164,356,632円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額900,718,023円、支出額2,289,412,682円の執行となり、建設改良費繰越財源1,113,200円を除くと、1,389,807,859円の収支不足となりましたが、建設改良積立金、損益勘定留保資金等で補填し、当年度末の内部留保資金は1,273,872,756円となりました。

また、資本的収支の収入において285,462,000円、支出において420,000,000円を翌年度に繰り越しました。

(3) 建設改良事業について

水道施設の整備については、老朽化した設備及び配水本管の更新等を計画的に進め、配水管を8.4km更新するとともに、安定給水の確保を目的に五十鈴川送水管布設工事等を実施し、送水管・配水管の分離を行った結果、送配水管延長は961.7kmとなりました。

基幹・重要給水施設管路の耐震化については、県道鳥羽松阪線、県道宇治山田港伊勢市停車場線及び市道円座1号線ほか配水本管布設替工事等により6.8kmの耐震化を行った結果、送配水管の耐震化率は、22.8%となり、そのうち、基幹管路の耐震化率は、44.5%となりました。また、施設の耐震化として、横輪加圧ポンプ場の耐震補強工事を実施しました。

そのほか、災害対策の強化として、緊急時、三重県南勢志摩水道用水供給事業から臨時に受水できるようバイパス管の整備を行ったほか、上下水道部庁舎の建設に合わせ、庁舎内で水道施設の運転状況をリアルタイムに監視するため、中央監視装置の更新を行いました。

以上が本年度における事業の概要であります。

「伊勢市水道事業ビジョン」では、人口減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む管路及び施設・設備の更新や耐震化を行う必要があることから、将来の事業運営が厳しくなると予測しています。

今後も独立採算制の堅持を第一目標とし、経費節減等を行い効率的で健全な事業の運営に努め、水道事業ビジョンの目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、事業の推進に取り組んでいきます。

2 給水状況

(1) 給水戸数と給水人口

区 分	R7. 3. 31	R8. 3. 31	増 減	前年比 (%)
給水戸数	57, 884戸	58, 155戸	271戸	100. 5
給水人口	117, 648人	116, 349人	△ 1, 299人	98. 9

(2) 給水収益(税込み)

(単位 千円)

区 分	調 定 額	収 入 額	収入率 (%)
給水収益	2, 401, 813	2, 331, 490	97. 1

(3) 配水量と有収水量

(単位 m³)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減	前年比 (%)
配 水 量	15, 989, 813	15, 956, 873	△ 32, 940	99. 8
有収水量	13, 561, 056	13, 523, 517	△ 37, 539	99. 7
有収率 (%)	84. 8	84. 8	0. 0	—

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	会計年度任用職員	計
R7.9.30	(1) 18	(3) 16	3	(4) 37
R8.3.31	(1) 18	(3) 16	4	(4) 38

* ()は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す。

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和7年度伊勢市水道事業予算執行状況					令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)	
(収益的収支)					
水 道 事 業 収 益	2,725,232,000	2,784,501,616	△ 59,269,616	102.2	
営 業 収 益	2,399,550,000	2,431,659,692	△ 32,109,692	101.3	
営 業 外 収 益	325,682,000	352,841,924	△ 27,159,924	108.3	
水 道 事 業 費 用	2,598,502,000	2,476,877,185	121,624,815	95.3	
営 業 費 用	2,476,757,000	2,399,326,689	77,430,311	96.9	
営 業 外 費 用	111,745,000	77,550,496	34,194,504	69.4	
予 備 費	10,000,000	0	10,000,000	0.0	
(資本的収支)					
資 本 的 収 入	1,307,456,000	900,718,023	406,737,977	68.9	
企 業 債	795,800,000	630,600,000	165,200,000	79.2	
負 担 金	235,910,000	134,234,376	101,675,624	56.9	
他 会 計 補 助 金	29,284,000	29,283,647	353	100.0	
出 資 金	117,000,000	35,600,000	81,400,000	30.4	
補 助 金	129,462,000	71,000,000	58,462,000	54.8	
資 本 的 支 出	3,006,351,000	2,289,412,682	716,938,318	76.2	
建 設 改 良 費	2,599,489,000	1,882,551,139	716,937,861	72.4	
償 還 金	406,862,000	406,861,543	457	100.0	

(単位 円)

(2) 令和7年度伊勢市水道事業損益計算書 令和7年4月 1日 から 令和8年3月31日 まで			
借 方		貸 方	
水 道 事 業 費 用	2,370,548,524	水 道 事 業 収 益	2,534,905,156
営 業 費 用	2,291,700,762	営 業 収 益	2,212,283,420
原 水 費	772,219,602	給 水 収 益	2,183,619,319
配 水 及 び 給 水 費	321,518,228	受 託 工 事 収 益	2,946,400
受 託 工 事 費	14,708,033	他 会 計 負 担 金	14,794,604
総 係 費	240,217,150	そ の 他 営 業 収 益	10,923,097
減 価 償 却 費	921,144,477	営 業 外 収 益	322,621,736
資 産 減 耗 費	21,893,272	受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,871,058
営 業 外 費 用	78,847,762	他 会 計 負 担 金	21,993,718
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	70,041,647	他 会 計 補 助 金	2,675,401
雑 支 出	8,806,115	補 助 金	6,077,500
当 年 度 純 利 益	164,356,632	長 期 前 受 金 戻 入	247,886,693
		雑 収 益	7,477,366
		加 入 金	30,640,000
合 計	2,534,905,156	合 計	2,534,905,156

(単位 円)

(3) 令和7年度伊勢市水道事業貸借対照表		令和8年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	27,701,055,847	固 定 負 債	5,708,095,270
有 形 固 定 資 産	27,461,255,028	企 業 債	5,322,558,174
土 地	1,416,434,401	建設改良等企業債	5,322,558,174
建 物	1,462,992,975	引 当 金	385,537,096
減価償却累計額	△ 594,998,553	退職給付引当金	182,589,096
構 築 物	43,366,981,856	特別修繕引当金	202,948,000
減価償却累計額	△ 19,513,383,329	流 動 負 債	900,263,597
機 械 及 び 装 置	3,511,525,432	企 業 債	416,413,467
減価償却累計額	△ 2,541,207,029	建設改良等企業債	416,413,467
車 両 運 搬 具	73,641,489	未 払 金	452,918,615
減価償却累計額	△ 57,817,911	貯蔵品購入未払金	759,534
工具、器具及び備品	123,456,358	営 業 未 払 金	102,679,750
減価償却累計額	△ 55,258,756	そ の 他 未 払 金	349,479,331
建設仮勘定	268,888,095	預 り 金	4,916,133
無 形 固 定 資 産	39,800,819	預 り 金	4,916,133
施設利用権	38,281,154	引 当 金	26,015,382
ソフトウェア	1,519,665	賞 与 引 当 金	21,766,920
投資その他の資産	200,000,000	法定福利費引当金	4,248,462
投資有価証券	200,000,000	繰 延 収 益	5,421,526,082
流 動 資 産	2,143,259,982	長 期 前 受 金	12,615,504,341
現 金 預 金	1,659,248,558	長 期 前 受 金	12,615,504,341
現 金	60,000	長期前受金収益化累計額	△ 7,193,978,259
預 金	1,659,188,558	長期前受金収益化累計額	△ 7,193,978,259
未 収 金	230,829,147	資 本 金	17,411,436,703
営 業 未 収 金	167,635,268	資 本 金	17,411,436,703
営 業 外 未 収 金	55,986,908	固 有 資 本 金	33,622,511
そ の 他 未 収 金	7,206,971	繰 入 資 本 金	1,707,070,100
貸 倒 引 当 金	△ 81,736,449	組 入 資 本 金	15,670,744,092
貸 倒 引 当 金	△ 81,736,449	剰 余 金	402,994,177
有 価 証 券	299,371,500	資 本 剰 余 金	23,129,245
有 価 証 券	299,371,500	受 贈 財 産 評 価 額	23,129,245
貯 蔵 品	35,547,226	利 益 剰 余 金	379,864,932
原 材 料	35,547,226	当年度未処分利益剰余金	379,864,932
合 計	29,844,315,829	合 計	29,844,315,829

5 令和8年度予算の概要と事業運営方針

本年度の水道事業は、安定給水の確保と有収率の向上を図り効率的な維持管理を行うため、老朽管の布設替工事、下水道工事等に伴う配水本管布設替工事、基幹管路の耐震化、加圧施設及び水源地施設の更新による配水機能の強化を予定しています。

事業運営面では、給水戸数58,021戸を予定し、年間総配水量においては15,395千 m^3 を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込みで、水道料金等の営業収益1,985,892千円、他会計補助金のうち水道料金の基本料金無料化に要する繰入等の営業外収益669,887千円を合わせた水道事業収益2,655,779千円に対しまして、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用2,526,468千円、企業債利息等の営業外費用122,402千円、予備費10,000千円を合わせて水道事業費用2,658,870千円を見込み、その結果、差引き消費税を除きますと、40,025千円の純損失が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については、企業債610,700千円、負担金155,425千円、他会計補助金23,360千円、出資金26,600千円及び補助金18,738千円を合わせて資本的収入834,823千円を予定しています。支出については、送配水管施設の新設及び更新、老朽管更新、基幹管路の耐震化、加圧施設の更新等建設改良費1,875,442千円、企業債償還金413,818千円を合わせて資本的支出2,289,260千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,454,437千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

今後の運営は、人口減少による給水収益の減少が見込まれる中、老朽化が進む管路及び施設・設備の耐震化や更新を行う必要があることから、将来の事業運営は厳しい状況ではありますが、「水道事業ビジョン」の目標である「持続・安全・強靱」の実現を目指し、事業の推進に取り組んでいきます。

令和7年度 下半期伊勢市下水道事業の業務状況

1 事業の概要

本年度の下水道事業は、生活環境の改善や河川等公共用水域の水質保全を図るための汚水整備事業及び市街地の浸水被害を軽減するための雨水整備事業並びに下水道施設の老朽化及び防災対策のための更新・改築を計画的に実施しました。

また、災害時における迅速な復旧活動等を行えるよう防災拠点となる上下水道部庁舎を建設し、令和8年1月に事務所を移転しました。

(1) 業務量及び普及状況について

業務量は、有収水量7,270,449^m₃、処理水量7,098,602^m₃となり、前年度に比べそれぞれ、84,805^m₃、297,161^m₃増加しました。普及状況については、処理区域面積は2,062.8haで前年度に比べ24.3ha増加した一方、処理区域内人口は74,485人で前年度に比べ361人減少し、普及率は63.7%となりました。また、水洗化人口は63,650人で前年度に比べ190人増加し、水洗化率は85.5%となりました。

(2) 財政収支について

財政収支の状況は、収益的収支においては、消費税を除き収入額3,962,527,128円、支出額3,819,459,452円の執行となり、143,067,676円の純利益となりました。

一方、資本的収支においては、収入額4,513,977,414円、支出額5,978,805,745円の執行となり、建設改良費繰越財源5,669,519円を除くと、1,470,497,850円の収支不足となりましたが、損益勘定留保資金等で補填し、当年度末の内部留保資金は520,323,357円となりました。

また、資本的収支の収入において1,875,150,000円、支出において1,970,000,000円を翌年度に繰り越しました。

(3) 建設改良事業及び整備状況について

汚水整備事業については、流域関連公共下水道の第5期事業に係る汚水幹線築造及び管渠の面整備工事等において汚水管渠を5,493m、マンホールポンプを1箇所整備し、汚水管渠布設延長は、宇治・中村特定環境保全公共下水道区域と合わせて512,084mとなりました。

また、事業の広域化・共同化を図るため、五十鈴川中村浄化センターで行っている汚水処理を令和8年度末に流域下水道（宮川浄化センター）に切り替えるための準備を進めました。

雨水対策事業については、勢田川流域等浸水対策実行計画として、桧尻2号雨水幹線排水路の築造工事を進めました。

また、令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、国が実施した大規模下水道管路特別重点調査等事業において、その調査結果に基づき、令和4年度から計画的に実施している桧尻1号雨水幹線の改築について、国の補正予算を活用し、計画を前倒しして執行しました。

下水道施設の更新・改築については、下水道ストックマネジメント計画に基づき、下野ポンプ場原動機等の更新工事を実施するとともに、小林ポンプ場耐水化対策工事等を行い、適正な施設の維持管理に努めました。

以上が本年度における事業の概要であります。

今後も安全で快適な生活環境を実現するため、引き続き下水道施設の適正な維持管理に努めていきます。また、汚水事業では、事業計画に基づき供用区域の拡大を図り、水洗化の促進による下水道使用料の増収、業務の効率化及び経費節減に取り組むとともに、雨水事業では、勢田川流域等浸水対策実行計画に基づき浸水対策の取組を進めていきます。

2 下水道普及率

行政区域内人口 (A)	処理区域内人口 (B)	普及率 (B/A)
116,849人	74,485人	63.7%

3 職員に関する事項

(単位 人)

区 分	職員	技能労務職員	会計年度任用職員	計
R7.9.30	31	5	7	43
R8.3.31	30	5	7	42

4 経理の状況

(単位 円)

(1) 令和7年度伊勢市下水道事業予算執行状況			令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 8 年 3 月 31 日 まで	
区 分	予算額(A)	執行額(B)	予算残額	B/A (%)
(収益的収支)				
下水道事業収益	4,325,971,000	4,259,225,584	66,745,416	98.5
営業収益	1,557,482,000	1,554,260,372	3,221,628	99.8
営業外収益	2,693,648,000	2,630,123,518	63,524,482	97.6
特別利益	74,841,000	74,841,694	△ 694	100.0
下水道事業費用	3,983,086,000	3,908,400,972	74,685,028	98.1
営業費用	3,492,379,763	3,427,694,735	64,685,028	98.1
営業外費用	480,706,237	480,706,237	0	100.0
予備費	10,000,000	0	10,000,000	0.0
(資本的収支)				
資本的収入	6,450,672,000	4,513,977,414	1,936,694,586	70.0
企業債	3,984,600,000	2,827,200,000	1,157,400,000	71.0
負担金	389,811,000	379,527,936	10,283,064	97.4
他会計補助金	4,561,000	4,561,000	0	100.0
国庫補助金	2,071,700,000	1,302,650,000	769,050,000	62.9
寄附金その他の収入	0	38,478	△ 38,478	皆増
資本的支出	8,022,067,000	5,978,805,745	2,043,261,255	74.5
建設改良費	6,097,570,000	4,055,287,836	2,042,282,164	66.5
企業債償還金	1,923,408,000	1,923,407,496	504	100.0
諸支出金	1,089,000	110,413	978,587	10.1

(単位 円)

(2) 令和7年度伊勢市下水道事業損益計算書			
借 方		貸 方	
下 水 道 事 業 費 用	3,819,459,452	下 水 道 事 業 収 益	3,962,527,128
営 業 費 用	3,320,794,133	営 業 収 益	1,444,142,202
汚 水 管 渠 費	69,470,391	下 水 道 使 用 料	1,100,114,908
雨 水 管 渠 費	18,111,385	他 会 計 負 担 金	342,571,000
流 域 下 水 道 維 持 管 理 負 担 金	747,068,175	そ の 他 営 業 収 益	1,456,294
ポ ン プ 場 費	105,616,667	営 業 外 収 益	2,450,347,022
処 理 場 費	86,102,623	他 会 計 負 担 金	1,192,026,683
普 及 促 進 費	37,384,662	他 会 計 補 助 金	272,558,000
業 務 費	108,008,828	国 庫 補 助 金	300,000
総 係 費	118,538,130	県 補 助 金	313,000
汚 水 減 価 償 却 費	1,553,979,973	長 期 前 受 金 戻 入	980,571,867
雨 水 減 価 償 却 費	458,974,386	雑 収 益	4,577,472
資 産 減 耗 費	17,538,913	特 別 利 益	68,037,904
営 業 外 費 用	498,665,319	過 年 度 損 益 修 正 益	68,037,904
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	475,290,148		
雑 支 出	23,375,171		
当 年 度 純 利 益	143,067,676		
合 計	3,962,527,128	合 計	3,962,527,128

(単位 円)

(3) 令和7年度伊勢市下水道事業貸借対照表		令和8年3月31日	
借 方		貸 方	
固 定 資 産	76,506,273,623	固 定 負 債	34,125,157,298
汚 水 有 形 固 定 資 産	56,242,583,625	企 業 債	33,925,773,981
土 地	375,855,351	建 設 改 良 等 企 業 債	33,925,773,981
建 物	1,035,659,560	引 当 金	199,383,317
減 価 償 却 累 計 額	△ 214,094,350	退 職 給 付 引 当 金	199,383,317
構 築 物	71,664,168,969	流 動 負 債	2,925,385,193
減 価 償 却 累 計 額	△ 18,507,948,566	企 業 債	2,005,879,778
機 械 及 び 装 置	1,804,604,733	建 設 改 良 等 企 業 債	2,005,879,778
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,104,652,803	未 払 金	887,031,481
車 両 運 搬 具	9,630,676	営 業 未 払 金	305,891,034
減 価 償 却 累 計 額	△ 4,539,036	営 業 外 未 払 金	120,685
工 具、器 具 及 び 備 品	25,782,151	そ の 他 未 払 金	581,019,762
減 価 償 却 累 計 額	△ 20,459,282	預 り 金	5,336,062
建 設 仮 勘 定	1,178,576,222	預 り 金	5,336,062
雨 水 有 形 固 定 資 産	12,179,648,406	引 当 金	27,137,872
土 地	1,026,091,801	賞 与 引 当 金	22,687,183
建 物	2,948,187,715	法 定 福 利 費 引 当 金	4,450,689
減 価 償 却 累 計 額	△ 1,085,381,917	繰 延 収 益	31,423,891,907
構 築 物	7,554,115,637	長 期 前 受 金	46,684,720,864
減 価 償 却 累 計 額	△ 2,653,164,381	長 期 前 受 金	46,684,720,864
機 械 及 び 装 置	7,335,321,256	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 15,260,828,957
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,597,549,237	長 期 前 受 金 収 益 化 累 計 額	△ 15,260,828,957
工 具、器 具 及 び 備 品	3,771,849	資 本 金	8,470,726,965
減 価 償 却 累 計 額	△ 3,583,256	資 本 金	8,470,726,965
建 設 仮 勘 定	651,838,939	固 有 資 本 金	5,302,967,247
汚 水 無 形 固 定 資 産	8,084,041,592	組 入 資 本 金	3,167,759,718
流域下水道施設利用権	8,081,475,382	剰 余 金	1,200,324,349
電 話 加 入 権	75,000	資 本 剰 余 金	774,737,252
ソ フ ト ウ ェ ア	2,491,210	受 贈 財 産 評 価 額	146,473,864
流 動 資 産	1,639,212,089	他 会 計 負 担 金	282,198,153
現 金 預 金	1,202,032,964	周 辺 環 境 整 備 事 業 負 担 金	53,565,180
現 金	100,000	補 助 金	216,649,080
預 金	1,201,932,964	そ の 他 資 本 剰 余 金	75,850,975
未 収 金	443,919,788	利 益 剰 余 金	425,587,097
営 業 未 収 金	223,514,390	当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金	425,587,097
営 業 外 未 収 金	201,955,408		
そ の 他 未 収 金	18,449,990		
貸 倒 引 当 金	△ 6,740,663		
貸 倒 引 当 金	△ 6,740,663		
合 計	78,145,485,712	合 計	78,145,485,712

5 令和8年度予算の概要と事業運営方針

本年度の下水道事業につきまして、現在の下水道への接続実績と流域関連公共下水道の供用区域拡大に伴う新規接続見込みを勘案し、排水戸数を30,282戸、年間総排水量を7,341千 m^3 、一日平均排水量を20,112 m^3 と予定しています。

主な建設改良事業としましては、汚水管渠整備事業、汚水管渠更新事業、処理場更新事業、雨水管渠整備事業、雨水管渠更新事業及びポンプ場更新事業を予定しています。

財政収支の状況は、収益的収支におきまして消費税込みで、収入については、下水道使用料等の営業収益1,640,582千円、他会計負担金、他会計補助金及び長期前受金戻入等の営業外収益2,588,620千円、国庫補助金の特別収益30,500千円を合わせて下水道事業収益4,259,702千円を予定しています。支出については、事業運営に必要な職員給与、施設の維持管理費及び減価償却費等の営業費用3,631,833千円、企業債利息等の営業外費用528,232千円、五十鈴川中村浄化センターの解体撤去費での特別損失63,004千円及び予備費10,000千円を合わせて下水道事業費用4,233,069千円を予定しています。その結果、差引き消費税を除きますと187,249千円の純損失が生じる見込みです。

資本的収支におきましては、収入については、流域関連公共下水道事業費等に伴う企業債3,250,500千円、他会計負担金及び受益者負担金等の負担金350,684千円、国庫補助金1,554,500千円を合わせて資本的収入5,155,684千円を予定しています。支出については、年次計画に基づく流域関連公共下水道整備区域の汚水管渠整備、雨水管渠及び処理場やポンプ場の更新、流域下水道建設負担金等建設改良費4,491,985千円、企業債償還金2,022,762千円及び諸支出金1,800千円を合わせて資本的支出6,516,547千円を予定しています。以上の結果、資本的収支におきまして1,360,863千円の不足となる予定ですが、過年度分損益勘定留保資金等で補填する見込みです。

第3条本文なお書きで、五十鈴川中村浄化センターの解体撤去費の財源に充てるため、企業債20,000千円の借入を予定しています。

今後の運営は、流域関連公共下水道事業計画の推進と供用を開始した施設の維持管理等を抱え事業財政は厳しい状況であります。水洗化の促進による下水道使用料の増収を図りながら経費節減を行い効率的な事業運営に努め、市民サービスの向上、住環境の改善及び公共用水域の水質保全に取り組んでいきます。

伊勢市告示第 160 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、森区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 弘 明

省略

変更後 楠 木 徳 博

省略

伊勢市告示第 161 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町上組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 8 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

代表者の氏名	代表者の住所	就任日
長 澤 良 二	省略	令和 7 年 4 月 1 日
山 下 直 人	省略	令和 8 年 4 月 1 日

伊勢市教育委員会告示第 7 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

令和 8 年 6 月 24 日

伊勢市教育委員会

教育長 小林 貴法

記

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 30 日（火）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）3 階 大研修室
- 3 会議に付する事件

議案第 36 号 令和 8 年度「教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価」報告書について

伊勢市上下水道事業告示第 5 号

次の工事店は、指定の有効期間満了に際し、伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 8 条第 1 項の規定による指定の更新がなされなかったため、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	有効期間満了年月日
8	株式会社 大一建設	伊勢市宇治浦田 3 丁目 35 番 24 号	令和 8 年 3 月 31 日
73	五十鈴建築工業 株式会社	多気郡明和町大字蓑村 1131 番地	令和 8 年 3 月 31 日
179	翔建工業 有限会社	伊勢市勢田町 302 番地 68	令和 8 年 3 月 31 日
233	有限会社 ホーム・トラスト	松阪市久保町 1855 番地 1277	令和 8 年 3 月 31 日
262	有限会社 かたおかデンキ	鳥羽市岩倉町 351 番地	令和 8 年 3 月 31 日
267	山本建設	志摩市浜島町迫子 584 番地	令和 8 年 3 月 31 日
299	和設備	伊勢市上野町 3408 番地	令和 8 年 3 月 31 日
302	カワイ電機	伊勢市二見町西 1004 番地 65	令和 8 年 3 月 31 日
305	有限会社 堂岡工務店	志摩市阿児町甲賀 3271 番地 1	令和 8 年 3 月 31 日
338	ホームサービストミヤマ	伊勢市小俣町湯田 714 番地 3	令和 8 年 3 月 31 日

343	ジュイールハウジング 株式会社	多気郡明和町大字大淀 2198 番地 1	令和 8 年 3 月 31 日
345	森井建設	伊勢市二見町西 1114 番地	令和 8 年 3 月 31 日
386	大津設備	津市河芸町杜の街 1 丁目 27 番地 5	令和 8 年 3 月 31 日

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第6条の2の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定の更新をしましたので、告示します。

令和8年6月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
107	有限会社 宮柴水工	志摩市浜島町桧 山路571番地	令和8年5月18日	令和13年9月29日
151	城山水道	伊勢市浦口3丁 目3番5号	令和8年5月21日	令和13年9月29日
167	有限会社 村田水道工業所	松阪市豊原町 552番地の2	令和8年5月27日	令和13年9月29日
172	株式会社 野七	伊勢市吹上2丁 目6番32号	令和8年5月27日	令和13年9月29日
173	向井水道	志摩市阿児町立 神2982番地1	令和8年5月25日	令和13年9月29日

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和8年6月30日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日	指定有効期限
440	株式会社 コネクトライ フ	大阪府堺市堺 区向陵西町4 丁7番26号	令和8年4月13日	令和13年4月12日

伊勢市上下水道事業告示第 8 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程（平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号）第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

令和 8 年 6 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
449	K・C P L U M B E R	伊勢市村松町 752 番 地 5	令和 8 年 6 月 5 日

伊勢市公告第 30 号

伊勢市地域計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 19 条第 7 項の規定により公告し、当該計画の変更案を公告の日から 2 週間縦覧に供します。

当該計画の変更案の記載事項について利害関係を有する者は、当該計画の変更案に対し意見があるときは、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 6 月 16 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 伊勢市地域計画を変更しようとする地域

宇治浦田 3 丁目、桜木町、岡本 2 丁目、勢田町、藤里町、旭町及び前山町

2 縦覧期間

自 令和 8 年 6 月 16 日

至 令和 8 年 6 月 30 日

3 伊勢市地域計画の変更案の縦覧場所及び意見書の提出先

伊勢市産業観光部 農林水産課 伊勢市役所本庁舎東館 3 階

郵送 〒516-8601

伊勢市岩淵 1 丁目 7 番 29 号 伊勢市役所 農林水産課

T E L 0596-21-5645

F A X 0596-21-5651

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

4 意見書の提出方法及び提出に当たっての留意事項

意見書は、意見の要旨並びに住所、氏名及び電話番号（法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地及び電話番号）を明記の上、提出先に直接持参するか、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

伊勢市公告第 31 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり第 3 次伊勢市総合計画後期基本計画（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和 8 年 6 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
第 3 次伊勢市総合計画後期基本計画（案）
- 2 案の公告日
令和 8 年 2 月 17 日
- 3 提出された意見等の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市情報戦略局企画調整課に備えて縦覧に供します。

伊勢市公告第 32 号

公 示 送 達

下記の者の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 331 条第 6 項の規定によりその例によることとされる国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 54 条及び第 131 条の規定による書類は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますので、来庁の上、受領してください。

令和 8 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名等

送達する書類の文書番号	氏 名
省略	省略
省略	
省略	

伊勢市公告第 33 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、豊西まちづくりの会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 19 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 佐々木 源 武

変更後 藤 原 正 嗣

伊勢市公告第 34 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、有緝まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 若 井 勝

変更後 山 口 幸 彦

伊勢市公告第 35 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、城田地区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 谷 口 尚

変更後 西 井 博

伊勢市公告第 36 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、中島学区まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 中 山 登

変更後 稲 垣 みすづ

伊勢市公告第37号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、同法第21条第 2 項において準用する同法第17条第 2 項の規定により、縦覧期間満了の日までに伊勢市に意見書を提出することができます。

令和 8 年 6 月 25 日

伊勢市長 鈴 木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画特定用途制限地域の変更（伊勢市決定）

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

二見総合支所生活福祉課

小俣総合支所生活福祉課

御園総合支所生活福祉課

伊勢市立伊勢図書館

伊勢市立小俣図書館

4 縦覧期間

自 令和 8 年 6 月 26 日（金）

至 令和 8 年 7 月 10 日（金）

5 問合せ先

伊勢市都市整備部都市計画課 電話 0596-21-5591

伊勢市公告第38号

負傷動物等の収容について

次の動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第36条第2項の規定により収容した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

令和8年6月29日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した動物

番号	保護した場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市宮町2丁目	猫	雑種	キジトラ	雌	小	子猫	

2 収容した日 令和8年6月26日

3 収容期限 令和8年7月1日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 39 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、一般社団法人沼木まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

令和 8 年 6 月 29 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

変更前 沼木まちづくり協議会

変更後 一般社団法人沼木まちづくり協議会

2 規約に定める目的

変更前

本会は、市民が主役の地域コミュニティの創造を目標に掲げ、地域の課題を克服し、生き生きと安心して暮らせる住みよいまちづくりの推進を目的とする。

変更後

当法人は、市民が主役の地域コミュニティの創造を目標に掲げ、地域の課題を克服し、生き生きと安心して暮らせる住み良いまちづくりの推進を図ることを目的として次に掲げる事業を行う。

- (1) まちづくり計画の策定に関する事業
- (2) 地域振興に関する事業
- (3) 健康、福祉及び子育て支援に関する事業
- (4) 防災、防犯及び交通安全に関する事業

- (5) 青少年の健全育成に関する事業
- (6) 生活環境、自然環境の向上及び美化に関する事業
- (7) スポーツ、文化及びレクリエーションに関する事業
- (8) コミュニティ意識の醸成に関する事業
- (9) 自主運行バスに関する事業
- (10) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

伊勢市消防本部公告第 2 号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第 205 号）第42条の 2 第 1 項の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和 8 年 6 月 30 日

伊勢市消防長 堀江 武

1 指定催しの会場

伊勢市宮川河畔（度会橋上流）

2 指定催しの名称

第74回伊勢神宮奉納全国花火大会

3 主催者

伊勢神宮奉納全国花火大会委員会

会長 伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市上下水道事業公告第3号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成17年11月1日施行）第8条第1項の規定により、次のとおり伊勢市下水道事業経営戦略（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

令和8年6月18日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市下水道事業経営戦略（案）
- 2 案の公告日
令和8年2月26日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市上下水道部上下水道総務課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市情報公開条例（平成 17 年伊勢市条例第 19 号）第 20 条の規定に基づき、令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に請求のあったもの）における公文書の公開等についての実施状況を、次のとおり公表します。

令和 8 年 6 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 公文書公開請求の状況

令和 7 年度における公文書公開請求件数は、130 件でした。

(単位：件)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
請求	8	11	14	9	14	8	15	7	10	15	7	12	130

2 公文書公開請求の実施機関別状況

令和 7 年度の公文書公開請求の実施機関別状況については、市長 125 件、教育委員会 2 件、消防長 3 件でした。

(単位：件)

実施機関名		件数	実施機関名（市長部局以外）	件数
市長	総務課	2	教育委員会	3
	職員課	1	消防長	3
	課税課	5		
	広報広聴課	2		
	デジタル政策課	2		
	危機管理課	1		
	資産経営課	1		
	市民交流課	5		
	戸籍住民課	3		
	福祉総務課	1		
	健康課	1		
	観光振興課	1		
	農林水産課	3		
	監理課	17		
	都市計画課	3		
	基盤整備課	10		
	維持課	30		
	交通政策課	14		
	用地課	6		
	上水道課	5		
	料金課	2		

	下水道建設課	9	計	6
	下水道施設管理課	1		
	計 23課	125		
合 計			計	6
合 計				131

3 公文書公開請求の決定等状況

(1) 決定等状況

公文書公開請求に対するその決定等状況は、公開 51 件、部分公開 28 件、請求却下 45 件、取下げが 10 件でした。

(単位：件)

区 分	請 求	公 開	部分公開	非公開	請求却下	拒否	小計	取下げ	合計
件 数	130	51	28	0	45	0	124	10	134

(2) 部分公開・非公開・請求却下理由別内訳

部分公開、非公開又は請求却下となった理由は次のとおりです。

なお、1 件の請求に対して複数の理由のものがありませんでした。(単位：件)

理 由	部分公開	非公開	請求却下等	合計
個人情報（条例第 9 条第 1 号）	14	0	計	14
法人等情報（条例第 9 条第 2 号）	18	0		18
公共の安全、秩序維持情報（条例第 9 条第 3 号）	1	0		1
意思形成過程情報（条例第 9 条第 4 号）	0	0		0
事務事業の執行情報（条例第 9 条第 5 号）	4	0		4
請求拒否（条例第 12 条）	計	計	0	0
請求対象とならない公文書			0	0
公文書特定不可能			0	0
公文書不存在			45	45
合 計	37	0	45	82

4 審査請求の処理状況

公文書の公開請求に対し、実施機関が行う諾否の決定に対し、審査請求ができるようになっていますが、令和 7 年度はありませんでした。

5 その他の処理状況

令和7年度に伊勢市情報公開審査会への情報公開制度の運用に関する諮問はありませんでした。